

マニュライフ・カナダ債券ファンド

愛称: メープルギフト

追加型投信／海外／債券



- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する詳細情報を含む投資信託説明書(請求目論見書)は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- 本書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載しています。

【委託会社】(ファンドの運用の指図を行う者)

マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社

【受託会社】(ファンドの財産の保管および管理を行う者)

三井住友信託銀行株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第433号

設立年月日:2004年4月8日

資本 金:1億4,050万円(2025年8月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:6,167億円(2025年8月末現在)

電話番号:03-6267-1901(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

ホームページアドレス: www.manulifeim.co.jp/

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券(一般)))	年12回 (毎月)	北米	ファミリー ファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧頂けます。

●委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年11月20日に関東財務局長に提出しており、2025年11月21日にその届出の効力が発生しております。
●投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。また、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身でも記録しておくようにして下さい。販売会社については、委託会社の照会先にお問い合わせ下さい。
●ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
●当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主としてマニュライフ・カナダ債券マザーファンド受益証券に投資し、安定した収益の確保および信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

ファンドの特色

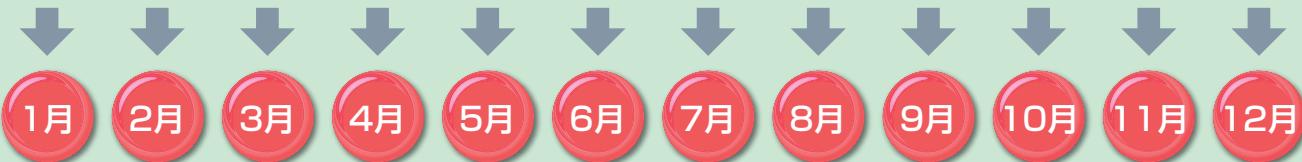
1 カナダドル建ての公社債を主要投資対象とし、安定した金利収入の確保と中長期的な値上り益の獲得をめざします。

- カナダドル建ての投資適格社債を中心に投資を行います。
※原則として、取得時においてスタンダード&プアーズ社でBBB-以上、ムーディーズ社でBaa3以上またはそれらと同等の格付けを付与された債券を投資対象とします。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

2 毎月20日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に収益の分配を行います。

- 利子・配当等収益および売買益等をもとに分配を行います。ただし、分配を行わないこともあります。

毎月の安定した分配をめざします。



※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。
分配対象額が少額の場合には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。

3 運用は、カナダに本拠を置くマニュライフ・インベストメント・マネジメント・リミテッドが行います。

マニュライフ・インベストメント・マネジメント・リミテッドにマザーファンドの運用指図に関する権限の一部を委託します。

- マニュライフ・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、グローバル金融サービスを提供するマニュライフ・ファイナンシャル・コーポレーション傘下の資産運用会社です。

マニュライフ・インベストメント・マネジメントの強み

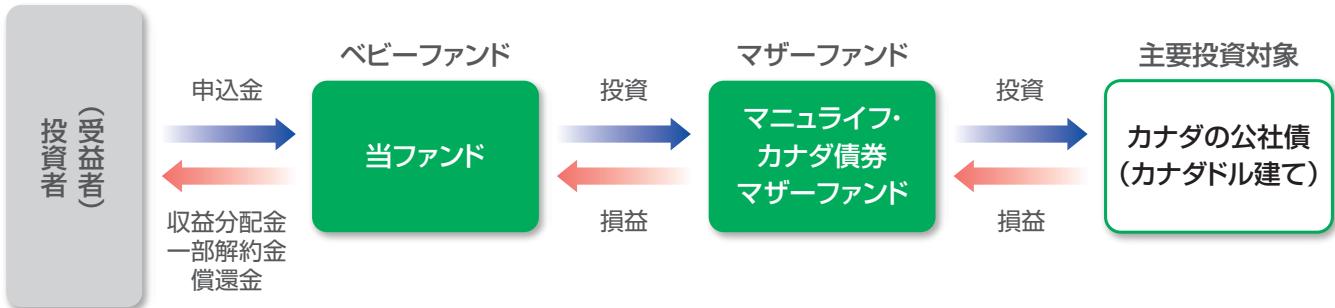
- 1.カナダ、米国、英国、日本、香港およびアジア各国に運用拠点を展開
- 2.経験豊富なプロフェッショナルを世界各地に配置し、卓越した運用ソリューションを提供
- 3.世界の上場株式・債券のほか、不動産、森林、農地投資等のオルタナティブ運用にも長年の実績あり

資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

- マニュライフ・カナダ債券マザーファンド受益証券を主要投資対象としたファミリーファンド方式で運用を行います。
- ファミリーファンド方式とは、投資者(受益者)から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。



運用プロセス

緻密なマクロ分析、クレジット・リサーチ、リスク・マネジメントに基づく規律ある複合的な戦略によって、デュレーションとイールド・カーブに配慮しつつ、

- ・セクター(業種)
 - ・個別銘柄
- から最大の付加価値を抽出することをめざします。



※運用プロセスは、今後変更となる場合があります。

委託会社の概要

マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社は、グローバル金融サービスを提供するマニュライフ・ファイナンシャル・コーポレーションの一員として、日本で資産運用サービスを提供しています。

資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

- 債券への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券(マザーファンド受益証券を除く)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

分配方針

毎決算時(毎月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 基準価額の水準等を勘案して分配するものとします。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

■投資信託(ファンド)の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



■分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

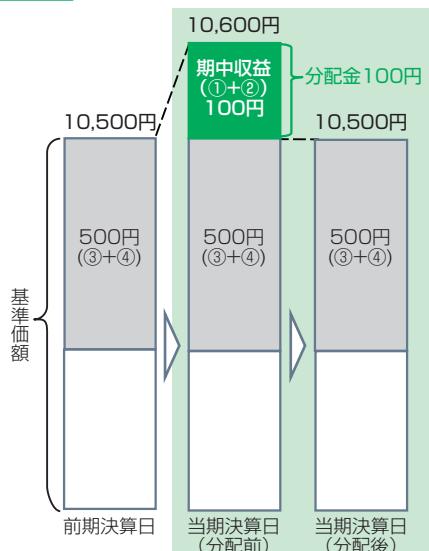
分配金と基準価額の関係(イメージ)

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

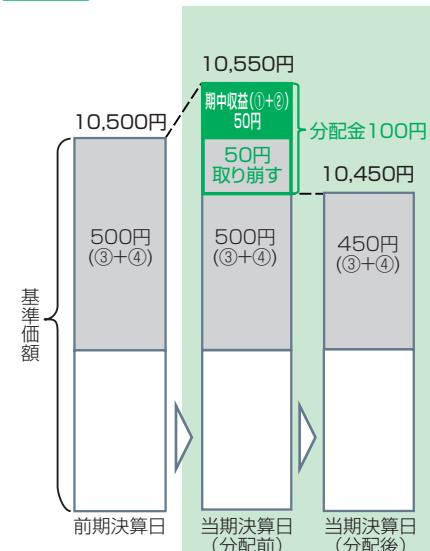
- 期中収益に該当する部分:①配当等収益(経費控除後) ②有価証券売買益・評価益(経費控除後)
- 期中収益に該当しない部分:③分配準備積立金 ④収益調整金

(1)計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

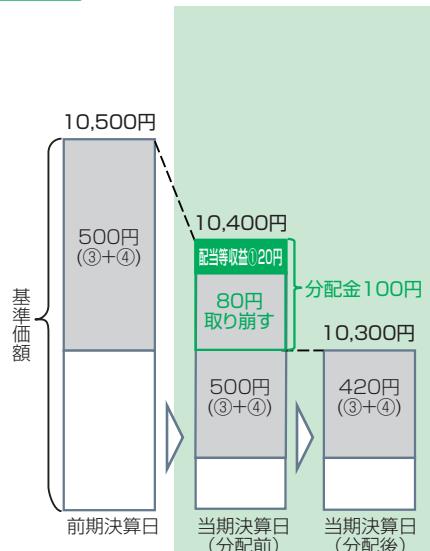
ケースA



ケースB 前期決算から基準価額が上昇した場合



ケースC 前期決算から基準価額が下落した場合



*上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、以下の通りとなります。

■ケースA: 分配金受取額 100円 + 当期決算日(分配後)と前期決算日との基準価額の差 0円 = 100円

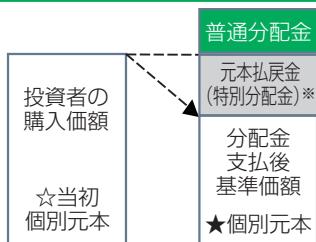
■ケースB: 分配金受取額 100円 + 当期決算日(分配後)と前期決算日との基準価額の差 ▲50円 = 50円

■ケースC: 分配金受取額 100円 + 当期決算日(分配後)と前期決算日との基準価額の差 ▲200円 = ▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断下さい。

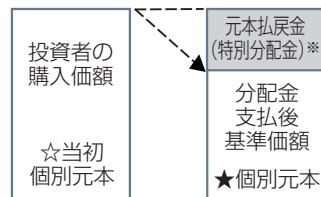
■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



■普通分配金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

■元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

※普通分配金の課税については、後掲の「手続・手数料等」の「ファンドの税金」をご覧下さい。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、マザーファンドを通じて値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額はその影響を受け変動します。

投資信託は預貯金と異なり、投資元本は保証されているものではありません。また、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。

主な変動要因

金利変動リスク	公社債等の価格は、金利変動の影響を受け変動します。一般的に金利が上昇した場合には公社債等の価格は下落します。組入公社債等の価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
信用リスク	公社債等の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債等の価格は下落します。 また、実質的に投資している有価証券等の発行企業の倒産、財務状況または信用状況が悪化した場合、もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等の影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
為替変動リスク	ファンドが実質的に投資している外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に変動した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではなく、流動性リスク、カントリーリスク等もあります。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

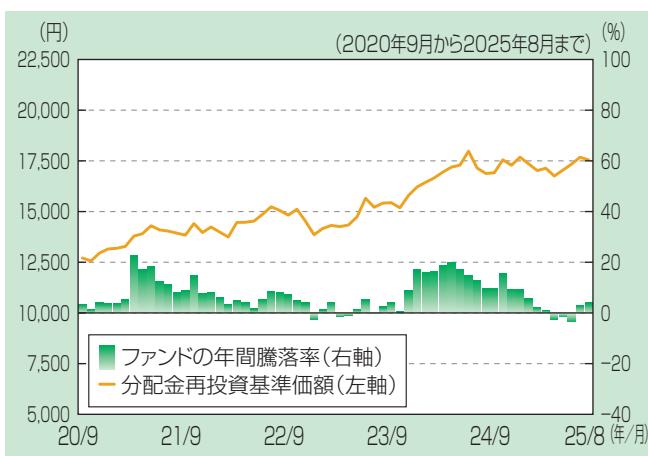
投資リスク

リスク管理体制

委託会社では、投資信託のパフォーマンスおよびその運用リスク等の評価・分析を行う「投資信託パフォーマンス・レビュー」と、法令、諸規則の遵守状況、投資信託約款および運用ガイドラインに基づく運用制限等の遵守状況の報告・審議を行う「リスク管理委員会」の2つの検証機能を有しております。また、外部運用委託先等についても同様の報告・審議を行い、適切に管理しております。委託会社は、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

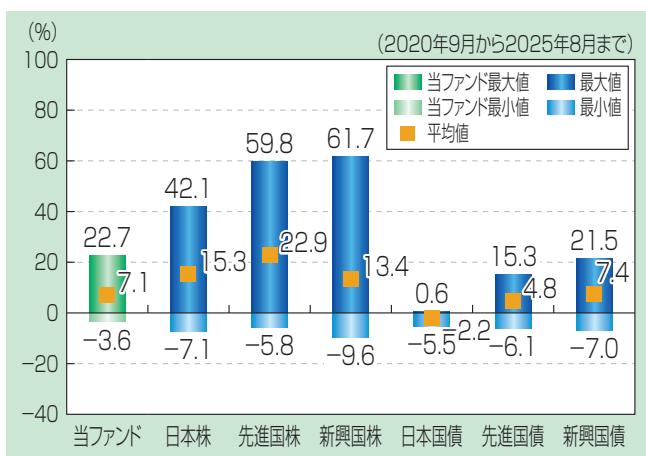
(参考情報)

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※当ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

*各資産クラスの騰落率を計算するために使用した指数

日本 株: 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株: MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)

新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

日本国債: NOMURA-BPI国債

先進国債: FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)

新興国債: JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)

(注1) 海外の指数は、各資産クラスに為替ヘッジなしによる投資を行うことを想定して、円換算ベースの指数を採用しております。

(注2) 上記各指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はその指数を算出、公表しているそれぞれの主体に属します(東証株価指数:株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社、MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックス:MSCI Inc., NOMURA-BPI国債:野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社、FTSE世界国債インデックス:FTSE Fixed Income LLC, JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド:J.P.Morgan Securities Inc.)。また、各社は当ファンドの運用に関して責任を負うものではありません。

運用実績

基準価額・純資産の推移



2025年8月29日現在

基準価額	9,338円
純資産総額	15.0億円

分配金の推移(1万口当たり、税引前)

2025年 4月	15円
2025年 5月	15円
2025年 6月	15円
2025年 7月	15円
2025年 8月	15円
直近1年間合計	180円
設定来合計	5,860円

※分配実績は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆または保証するものではありません。分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。

※基準価額は信託報酬等控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は税引前分配金を全額再投資したものとして計算しています。

主な資産の状況

●マザーファンドの資産の状況を記載しています。

債券ポートフォリオ特性

	特性値
直接利回り	4.59%
最終利回り	4.34%
修正デュレーション	5.32
残存年数	7.67年
平均格付け	A-

※債券現物部分について算出しています。

※繰上げ償還条項付の債券については、作成基準日時点に最も近い償還可能日を償還日として、最終利回り、修正デュレーション、残存年数を算出しています。

※平均格付けは、S&P社、ムーディーズ社、DBRS(ドミニオン・ボンド・レーティング・サービス)社の格付けをもとに、当社が独自の基準に基づき加重平均して算出したものです。また、当ファンドおよび当マザーファンドに係る信用格付けではありません。

組入上位10銘柄

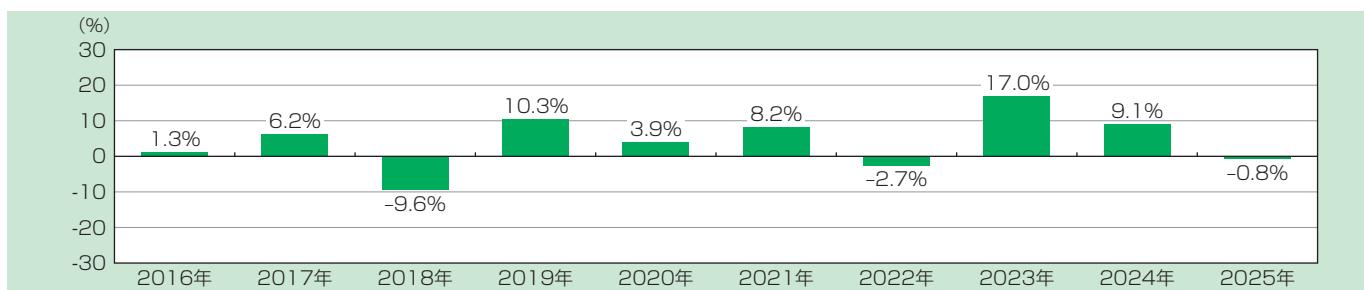
	銘柄名	種別	業種	クーポン	償還日	組入比率
1	アトコ	社債	エネルギー	5.500%	2028/11/1	7.6%
2	プライム・ストラクチャード・モーゲージトラスト	社債	金融	2.000%	2026/10/15	4.0%
3	スマートセンターズ・リアル・エステート・インベストメント・トラスト	社債	不動産	3.526%	2029/12/20	2.8%
4	エンブリッジ	社債	エネルギー	5.000%	2032/1/19	2.8%
5	テリュース	社債	通信	5.150%	2043/11/26	2.6%
6	トランスクナダ・トラスト	社債	金融	4.650%	2027/5/18	2.2%
7	ノースウエスト・レッドウォーター・パートナーシップ	社債	エネルギー	4.050%	2044/7/22	2.2%
8	エンマップス	州債	—	3.876%	2029/10/18	1.8%
9	407 インターナショナル	社債	インフラ	3.650%	2044/9/8	1.7%
10	IGMファイナンシャル	社債	金融	5.426%	2053/5/26	1.5%

(組入数:164銘柄)

※組入比率は純資産総額に対する比率です。※繰上げ償還条項付の債券については、作成基準日時点に最も近い償還可能日を償還日としています。

※当資料に記載された個別の銘柄・企業名は参考情報であり、当社が特定の有価証券等の取得勧説や売買推奨を行うものではありません。また、将来の組入れを示唆または保証するものではありません。

年間收益率の推移



※2025年は年初から運用実績作成基準日までの收益率です。

※ファンドの年間收益率は税引前分配金を全額再投資したものとして計算しています。

※当ファンドにベンチマークはありません。

最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

ファンドの運用実績は、あくまでも過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。 (詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める日までにお支払い下さい。
換金単位	販売会社が定める単位とします。 (詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。)
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金申込不可日	トロントの銀行休業日 ※詳しい申込不可日については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。
申込締切時間	原則として、購入・換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	2025年11月21日から2026年5月20日までとします。 ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口換金については、委託会社の判断により換金金額や換金受付時間に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	委託会社は、金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込の受付を中止することおよび既に受けた購入・換金申込の受付を取り消すことがあります。
信託期間	原則として、無期限です。(2012年9月7日設定)
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回った場合等の事由によっては、繰上償還となる場合があります。
決算日	毎月20日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。収益分配額は委託会社が基準価額の水準・市況動向等を勘案して決定します。(販売会社によっては分配金の再投資が可能です。詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。) 将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。 分配対象額が少額の場合には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。
信託金の限度額	5,000億円とします。
公告	電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 www.manulifeim.co.jp/ ただし、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行います。
運用報告書	毎年2月、8月の決算時および償還時に、交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 2.75%(税抜2.5%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 購入時手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせ下さい。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	毎日のファンドの純資産総額に 年率1.474%(税抜1.34%) を乗じて得た額とします。 運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜) 信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率	
	委託会社(ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出等の対価)	年率0.65%
	販売会社(運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価)	年率0.65%
	受託会社(運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価)	年率0.04%
	ファンドの運用管理費用(信託報酬)は、日々の基準価額に反映され、毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。 委託会社は、マザーファンドの運用権限の委託先であるマニュライフ・インベストメント・マネジメント・リミテッドに委託会社が受けた運用管理費用(信託報酬)から運用報酬を支払います。	
その他の費用・手数料	法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等は、ファンドの純資産総額に対して 年率0.2%(税込) を上限として合理的に見積もった額が毎日計上され、ファンドから支払われます。 ・法定書類等の作成費用とは、有価証券届出書、目論見書、運用報告書等の作成、印刷および提出等にかかる費用です。 ・監査費用とは、監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用です。 組入有価証券等の売買にかかる売買委託手数料、信託事務の諸費用等は、ファンドからご負担いただきます。 ・売買委託手数料は、有価証券等の売買の際に証券会社等に支払う手数料です。 ・信託事務の諸費用とは、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替ええた利息等です。 これらの費用は、運用状況、保有期間等により変動するため、事前に料率、上限額等を記載することができません。	

ファンドの費用の合計額については、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に合計額または上限額あるいは計算方法を記載できません。

ファンドの税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税・地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税・地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

*上記は、2025年8月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

*外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

*法人の場合は上記とは異なります。

*税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.78%	1.48%	0.30%

*対象期間:2025年2月21日～2025年8月20日

*対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

*入手し得る情報において含まれていない費用はありません。

*詳細については、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

